

建設発生土受入れ希望者公募公告

真庭市が発注する、公共工事で発生する建設発生土の受入希望者を、次のとおり公募する。

令和8年(2026年)2月10日

真庭市長 太田 昇

1 建設発生土受入希望者公募の理由

当市が発注する公共工事において、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に、建設発生土が約4,000m³発生する予定である。

通常、建設発生土は、現場内利用や公共工事間流用により有効利用を図っているが、下記発生場所近隣に指定処分先となる公的な処分場がなく、工事の円滑な実施に支障があるため、窪地の埋立や低地のかさ上げ、安定した盛土を目的に、埋立（盛土）を実施する民間所有地等を、建設発生土の受入先として公募する。

2 受入先を公募する建設発生土

(1) 発生場所 真庭市（旧川上村、旧八束村、旧中和村の地域（以下「蒜山地域」という）を除く）における当市発注の公共工事の箇所

(2) 発生時期 令和8年4月から令和9年3月まで

(3) 発生土質及び土量

第1種建設発生土（砂礫土）～第4種建設発生土（粘性土）

及びこれらの混合土 約4,000m³

※土質は試験等を行った結果のものではなく、発生現場の状況により変更がある。

3 応募資格

(1) 応募者の要件

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に、真庭市（蒜山地域を除く）において、建設発生土の受入可能な土地を所有又は貸借していること。

なお、貸借の場合は、建設発生土の受入について所有者の同意が必要である。

(2) 建設発生土の受入地の要件

ア 真庭市（蒜山地域を除く）であること。

イ 建設発生土の受入れ先の埋立（盛土）等の面積が1,000m³以上の規模であり、関

係法律、条例等の許認可を受け、土地の区画及び形質の変更が可能な土地であること。

ウ 建設発生土の発生場所から受入地までの経路について、大型ダンプトラック（積載量10t車）が安全に通行できる幅員等が確保されていること。

(3) 建設発生土の受入要件

ア 建設発生土の売却又は転用を目的とした受入ではないこと。

イ 建設発生土の搬入完了（荷下ろし）後の管理は、建設発生土の受入希望申出者（以下「申出者」という。）の責任において実施すること。搬入完了後の建設発生土が第三者に損害を及ぼしたときは、申出者がその損害を賠償するものとする。

ウ 建設発生土の搬入（運搬）に要する費用は、当市が負担する。

エ 建設発生土の受入に要する費用については、分譲や敷地拡張等を目的とした受入地である場合を除き、当市に負担を求めることができる。費用負担を希望する者は、見積書及び算出根拠を提出すること。なお、当市が負担する費用は、受入地の造成等に必要な敷き均しや転圧等に要する最低限の費用として、当市が認めた金額とする。

オ 申出者が、建設発生土の受入に際し条件を付す場合は、工の見積書に記載すること。

カ 建設発生土は、当市発注工事の建設発生土の搬入時期及び搬入時間にあわせて受入すること。

キ 建設発生土は、発生した状態で受入し、市が行う通常の発生土処理の工程以外の分別作業を求めないこと。

ク 2(3)の発生土量は、最大受入希望土量であり、最大受入希望土量以下であっても建設発生土の受入が可能であること。

ケ 受入期間中の中間時及び終了時の他、当市から、建設発生土の受入地の現場立会を求められた場合には、立会するとともに、関係法令等に基づく指導に適切に対応すること。

4 建設発生土受入れ希望の申出手続

希望者は、次の(1)から(8)までの書類を各1部提出すること。なお、提出された書類は、返却しない。

(1) 建設発生土受入希望申出書（様式1）

(2) 関係法律及び条例上、埋立（盛土）等が可能であることを証明する許可書等の写し
(取得中であれば取得後提出、ただし令和7年3月10日まで)

盛土計画がある場合は、盛土の安定性に係る計算図書（図面含む）一式

(3) 受入地の図面（位置図、平面図、横断図、進入路のわかる図面等）

(4) 受入地の現況写真（受入地の全景、建設発生土荷下ろし場所、進入路等）

- (5) 受入地の所有（借地）状況資料【地籍図、土地登記簿謄本（3ヵ月以内に取得したもの）、借地契約書の写し等】
- (6) 誓約書（様式2）
- (7) 誓約書（様式3）
- (8) 見積書（受入に要する費用、受入条件）（様式4）

5 提出先等について

(1) 提出先

〒719-3292 岡山県真庭市久世2927-2

真庭市役所建設部建設課

電話：0867-42-5033

(2) 提出期限及び受付時間

令和8年2月10日（火）から令和8年3月10日（火）までの

9：00から17：00まで（土、日、祝日等の開庁日を除く。）

(3) 提出方法

持参

6 建設発生土受入希望申出書等の提出後の確認等

(1) 建設発生土受入先の調査及び確認

当市が、建設発生土受入地の土地の形状、周辺状況、運搬経路、運搬距離、受入れに要する費用、関係法令等の調査及び確認のため、現地立入及びヒアリングを行う。

(2) 建設発生土受入先の選考

建設発生土受入先の調査等の結果及び近隣の公共残土処分場の運用状況等を踏まえて選考を行い、その結果について、令和8年3月下旬頃までに希望者に通知する。

7 その他の留意事項

- (1) 建設発生土受入先の選考結果通知後、工事内容の変更や他の公共工事への流用等により、建設発生土の搬入量を確保できない場合がある。
- (2) 公募により複数の受入先を選定した場合は、工事ごとに搬出先を決定するため、建設発生土の搬入量を確保できない場合がある。
- (3) 建設発生土の搬入について苦情等が発生しないよう、希望者の責任において地域住民への対応を行うこと。
- (4) 不正な利益を得る目的（暴力団等の資金獲得活動等）で、受け入れた建設発生土の利用はできない。不正な行為が発覚した場合は、建設発生土の搬入を即刻中止とともに、警察等関係機関に通報する。
- (5) その他、公募条件に合致しない事が判明した場合は、搬入を中止する。